

幼児教育・保育の無償化に関する説明会

令和元年8月1日（木）～8月3日（土）

対象：認可保育園・幼保連携型認定こども園（保育認定）

会場：羽村市コミュニティセンター3階ホール



次第

1. 幼児教育・保育の無償化について
 - (1) 無償化の概要
 - (2) 羽村市における保護者負担
 - (3) 副食費について
2. 0歳～2歳児の保育料について
3. 9月分の保育料について

幼児教育・保育の無償化の実施内容について

区分	施設類型	認定区分	無償化の対象項目	無償化の方法	東京都の支援施策（案）	保護者負担項目	羽村市の支援施策
保育を提供 （保育の必要あり）	認可保育園	保育給付認定 （2号認定）	保育料 （全額）	現物給付	—	主食費、副食費	園に対し主食費相当額を給付することで、保護者の主食費を免除【現行制度を継続】
	認定こども園（幼保連携型）	保育給付認定 （2号認定）	保育料 （全額）	現物給付	—	主食費、副食費	
	認定こども園（幼稚園型・地方裁量型）	保育給付認定 （2号認定）	保育料 （全額）	現物給付	—	主食費、副食費	園に対し主食費相当額を給付することで、保護者の主食費を免除【新規】
	認可外施設（認証保育所など）	施設等利用 給付認定	保育料 （上限37,000円）	現物給付	保育料上限額に20,000円上乘せ	保育料のうち無償化上限を超える部分、主食費、副食費、その他	
教育を提供 （保育の必要なし）	認定こども園（幼保連携型）	教育給付認定 （1号認定）	保育料 （全額）	現物給付	月額1,800円の負担軽減補助	主食費、副食費、その他	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金として月額3,000円を保護者へ補助【額を見直して現行制度を継続】
	認定こども園（幼稚園型・地方裁量型）	教育給付認定 （1号認定）	保育料 （全額）	現物給付	月額1,800円の負担軽減補助	主食費、副食費、その他	
	幼稚園（新制度移行園）	教育給付認定 （1号認定）	保育料 （全額）	現物給付	月額1,800円の負担軽減補助	主食費、副食費、その他	
	幼稚園（新制度未移行園）	施設等利用 給付認定	保育料 （上限25,700円）	現物給付	月額1,800円の負担軽減補助	保育料のうち無償化上限を超える部分、主食費、副食費、入園料、その他	
	認可外施設（幼稚園類似施設）	—	—	—	都の認可施設の利用者に対してのみ、25,700円の3/4を上限として補助（4年間の時限措置）	保育料、主食費、副食費、その他	
	認可外施設（認証保育所など）	—	—	—	—	保育料、主食費、副食費、その他	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金として月額3,000円を保護者へ補助【新規】
その他の事業 （保育の必要あり）	一時預かり事業	施設等利用 給付認定	利用料 （上限37,000円）	償還払い	—	利用料の上限を超える部分	—
	幼稚園での預かり保育	施設等利用 給付認定	利用料 （上限11,300円）	償還払い	—	利用料の上限を超える部分	—
	病児・病後児保育事業	施設等利用 給付認定	利用料 （上限37,000円）	償還払い	—	利用料の上限を超える部分	—
	ファミリー・サポート・センター事業	施設等利用 給付認定	利用料 （上限37,000円）	償還払い	—	利用料の上限を超える部分	—
その他の事業 （保育の必要なし）	就学前の児童発達支援	—	利用料 （全額）	現物給付	—	—	—

※ 無償化の対象となるのは、3歳～5歳のすべての子どもと、住民税非課税世帯で保育の必要のある0歳～2歳までの子どもとなります。

※ 年収360万円未満相当の世帯、及び全所得層の第3子以降については、副食費が免除となります。

※ 無償化の方法について、「現物給付」とは、最初から利用料の負担を必要としない方法で、「償還払い」とは、保護者が一旦利用料を負担した後に無償化相当額を給付する方法となります。

※ 認可外施設で無償化の対象となるのは、保育の必要がある場合で、国が定める指導監督基準を満たす施設に限ります（5年間の猶予期間あり）。

※ 保護者負担項目のうち「その他」に含まれるものは、教材費、冷暖房費、通園バス代等となります。

※ 認可外施設で市の負担軽減施策の対象となるのは、市が独自に定める基準を満たす施設に限ります。

※ 「その他の事業」については、無償化上限額の範囲（就学前の児童発達支援は全額）で、それぞれ併用が可能となっています。

1. 幼児教育・保育の無償化について

(1) 無償化の概要

実施時期

令和元年10月1日

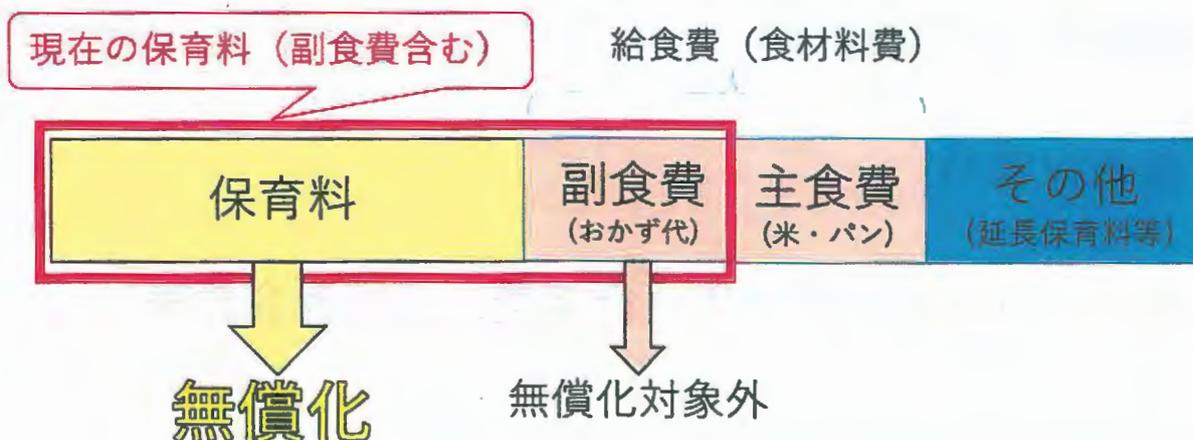
対象児童

- 3歳児クラス～5歳児クラス
- 0歳児クラス～2歳児クラスのうち市民税非課税世帯

クラス年齢：4月1日時点の年齢

3

対象経費



4

給食費（食材料費）の取扱い

【国の取扱い】

国のルールでは、保育所を利用する際の給食費（食材料費）については「食材料費は自宅で子育てを行う場合も同様にかかるものである」という考えのもと、利用者が負担することが原則とされています。

【市の対応】

ただし、給食費のうち**主食費**については現在保護者に代わり、市が負担しており、**無償化後も引き続き市が負担します。**

5

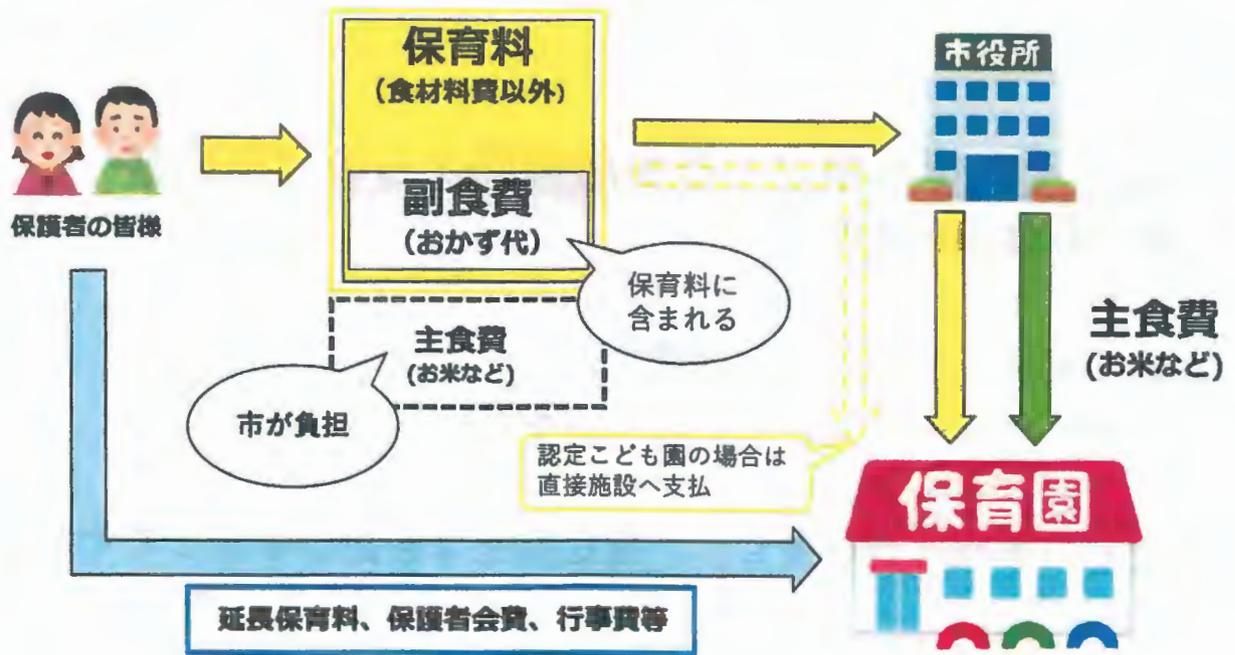
(2) 羽村市における保護者負担

無償化後の保護者負担分

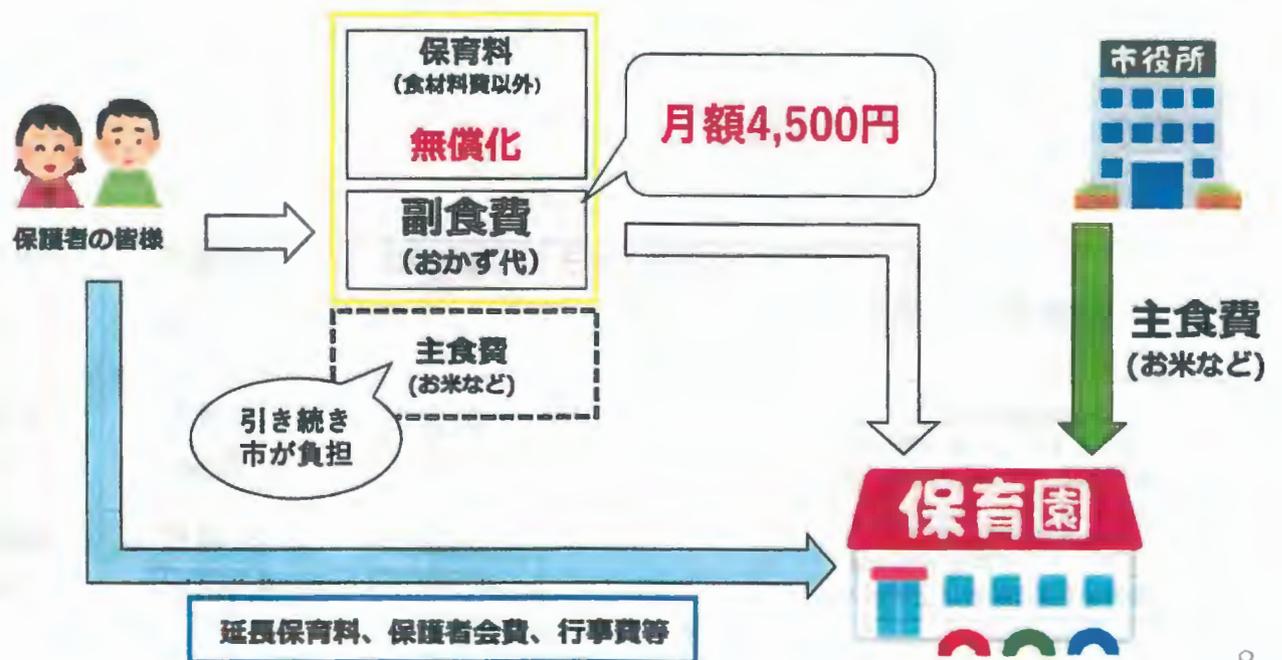
- 副食費（4,500円）
- 延長保育料
- その他施設ごとの費用（行事費、保護者会費等）

6

〈無償化前〉



〈無償化後〉



(3) 副食費について

支払方法

各園がそれぞれ指定する金融機関からの口座振替 (手数料は園が負担)

上記の支払方法ができない場合

→保護者が園の口座へ振り込み (手数料は保護者が負担)

現金での徴収は行いません。指定口座は各園に確認してください。

9

副食費の免除

- ・世帯収入約360万円未満の世帯  年収約360万円未満とは
市民税所得割額が57,700円未満の世帯をいいます
 - ・第3子(※)以降の児童(3歳～5歳クラス)
- (※) この場合、保育所等を利用する就学前の最年長の子どもを第1子とカウントします。

副食費減免の例	小学生以上の子 	保育園児 5歳 	保育園児 4歳 	保育園児 3歳 
市民税所得割額 57,700円未満の世帯 (世帯年収約360万未満の世帯)		副食費 免除	副食費 免除	副食費 免除
市民税所得割額 57,700円以上の世帯 (世帯年収約360万以上の世帯)		副食費 4,500円	副食費 4,500円	副食費 免除

10

休園する場合の副食費の免除

3歳クラス～5歳クラスについては
月初（1日）から月末まで休園する場合はその月の副食費を免除します。

ただし、**休園する前に**※市役所へ休園の届出をした場合に限りです。
※免除対象月の前月末まで

（例）

8月中旬から9月中旬まで1ヵ月休園する場合→対象外

8月中旬から9月末まで休園する場合→8月中に市役所に休園の届出を提出すれば9月分免除
休園するつもりはなかったが、9月は体調不良により一度も登園できなかった場合→対象外

2. 0歳～2歳児の保育料について

無償化後、すべての世帯で子どもの年齢に関係なく、
第2子を半額、第3子以降を無料

多子世帯負担軽減の例	第1子 小学生以上の子  10歳	第2子 保育園児  4歳	第3子 保育園児  1歳	第4子 保育園児  0歳
すべての世帯		第2子 無償化	第3子 無料	第4子 無料

多子世帯負担軽減の例

例1	第1子 小学生以上の子 	第2子 保育園児  1歳	第3子 保育園児  0歳
無償化前		第1子 全額	第2子 半額
無償化後		第2子 半額	第3子 無料

例2	第1子 小学生以上の子 	第2子 小学生以上の子 	第3子 保育園児  1歳
無償化前			第1子 全額
無償化後			第3子 無料

3. 9月分の保育料について

現在通知している保育料は前期分（4月分～8月分）となります。
3歳児～5歳児クラスは10月から無償化となります。



3歳児～5歳児クラスは

9月分のみ後期保育料が発生します。

通知方法は現在検討中です。

0歳児～2歳児クラスについては例年どおり

後期保育料（9月分～3月分）決定通知書を送付します。



○ご不明な点等がございましたら下記までお問い合わせください

羽村市子ども家庭部子育て支援課保育・幼稚園係

電話：042-555-1111 内線231～234